

区域計画の認定について

平成 26 年 9 月 9 日
国家戦略特別区域担当大臣
石 破 茂

○ 計画認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置（特定事業）

1、養父市 区域会議【9月8日申請】

「農業委員会と市町村の事務分担に係る特例」

- ・ 7月4日付の養父市と養父市農業委員会との同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行う。

2、福岡市 区域会議【9月8日申請】

「エリアマネジメントに係る道路法の特例」

- ・ 各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

（参考）国家戦略特別区域法（抜粋）

第8条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

8 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第1項において単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。

区域計画

- 1 国家戦略特別区域の名称
「養父市 中山間農業改革特区」
- 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
名称：農地等効率的利用促進事業
内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
(国家戦略特別区域法第 19 条に規定する農地等効率的利用促進事業)
7 月 4 日付の養父市と養父市農業委員会との同意に基づき、養父市内
全域の農地について、農地法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の設定又
は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行う。
- 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果
区域計画が実施されることにより、国家戦略特別区域である養父市において、
農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等について
権利の取得の促進が図られ、養父市における農業等の産業の競争力の強化及び
国際的な経済活動拠点が形成される。

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C E の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第 5 条第 5 号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体は以下の i) ～iv) 及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

i) 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・天神 15 号線(新天町メルヘン広場)、天神 1577 号線(パサージュ広場)、上川端 322・326・327 号線(川端商店街)

ii) We Love 天神協議会

- ・天神 18 号線(きらめき通り)

iii) 博多まちづくり推進協議会

- ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り)、博多停車場線(大博通り)、博多駅山王線(筑紫口中央通り)

iv) 御供所まちづくり協議会

- ・博多駅前 10 号線(承天寺通り)

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、M I C E の誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促され、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。